4　その他

通常の使用状態において受信のみの状態がない場合には、本試験項目はスプリアス発射の強度の測定をもって代える。

別表第八十一の次に次の一一表を加える。

別表第八十三　証明規則第２条第１項第47号の２に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

1　試験場所の環境

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ 8703による常温及び常湿（以下この別表において同じ。）の範囲内とする。

2　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10%を供給する。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１%以下であることが確認できた場合は、定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

3　試験周波数と試験項目

試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定する。

4　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。

5　測定器の較正等

⑴　測定器は較正されたものを使用する。

⑵　測定用スペクトル分析器は、デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の設定等」に記載されている設定ができるものに限る。

6　試験場所の条件等（送信空中線絶対利得の測定時のみ）

⑴　試験場所

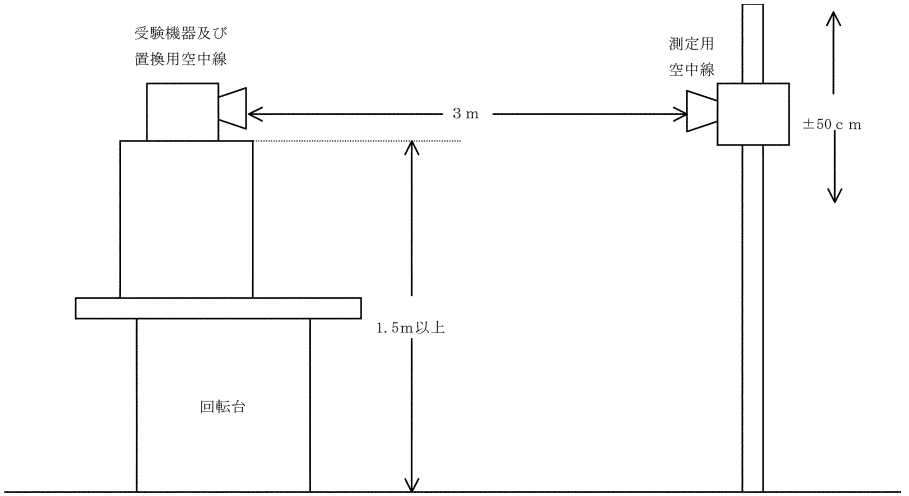
床面を含む６面反射波を抑圧した電波暗室とする。

⑵　試験場所の条件

電界強度の変化の最大値を±１dB以下とし、±0.5dB以下を目標とする。なお、この評価方法は、ＩＥＣ60489―１改正第二版のＡ．２．３　Low reflection test sites（ＬＲＴＳ，reduced ground reflection）のための評価方法（測定場所の電界定在波を測定する方法）によるものとする。

⑶　測定設備

測定設備を、次の図に準じるものとする。



ア　試験機器及び置換用空中線は回転台上に乗せ地上高1.5m（底部）以上でできる限り高くする。台の材質及び試験機器等の設置条件は、昭和63年郵政省告示第127号に準ずる。なお、試験機器及び置換用空中線の取付けは、電波伝搬に影響のないように空中線の放射角内に回転台が入らないようにする。

イ　測定用空中線の地上高は、対向する試験機器及び置換用空中線の地上高の±50㎝の間可変とする。

ウ　試験機器と測定用空中線の距離は原則として３ｍとする。ただし、試験機器の電力及び試験機器空中線や測定用空中線の実効開口面積等によって測定距離を考慮する必要がある。

エ　測定用空中線及び置換用空中線は指向性のある型で、広帯域特性を有し、かつ、試験機器の空中線と同一偏波のものが望ましい。

7　空中線給電点と測定点等

⑴　複数の空中線を時分割等で使用する無線設備であって、非線形素子等を有する空中線切り替え装置を用いる場合は、空中線切り替え装置の出力側（空中線側）を空中線給電点とする。

⑵　複数の空中線から同時に発射するアダプティブアレーアンテナ等の無線設備にあっては、複数空中線に分岐する手前で測定するか、複数空中線の給電点ごとに測定した値を加える。

8　その他

⑴　本試験方法は、アンテナ端子（試験用端子を含む。）のある設備であって、内蔵又は付加装置により次に掲げる機能を有する設備に適用する。

ア　試験しようとする周波数を固定して送信する機能

イ　試験しようとする変調方式を固定して送信する機能

⑵　試験機器の擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンスを50Ωとする。

二　周波数の偏差、占有周波数帯幅

1　測定系統図

